

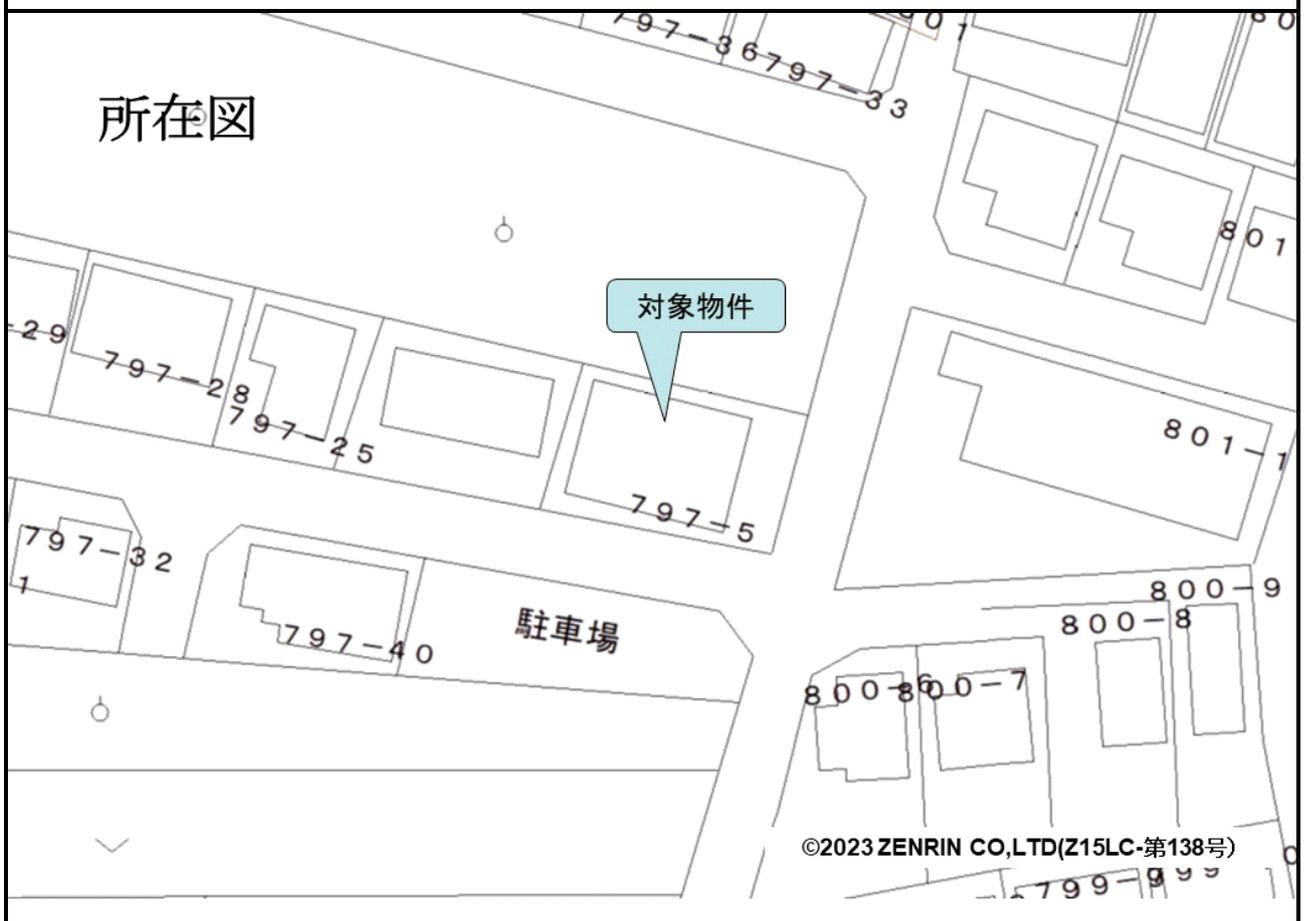
売却区分番号	933-1		
見積価額	¥15,800,000	公売保証金	¥1,600,000
財産の表示	<p>1 所在 東京都清瀬市下清戸五丁目 地番 797番8 地目 宅地 地積 216.18 平方メートル</p> <p>2 所在 東京都清瀬市下清戸五丁目 地番 797番10 地目 畑 地積 3.18 平方メートル 持分 3分の1</p> <p>3 所在 東京都清瀬市下清戸五丁目 797番地5 家屋番号 797番5の1 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 89.43 平方メートル 2階 56.31 平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p> <p>対象物件3の現況（登記簿の表示と異なる点） 種類 居宅 事務所 構造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床面積 1階 約108 平方メートル（現況調査時に概測した数量）</p>		
公法上の規制	<p>第1種低層住居専用地域 準防火地域 第1種高度地区 敷地面積最低限度120平方メートル 日影規制（4時間－2.5時間） 宅地造成等工事規制区域 建蔽率 50% 容積率 100%</p>		
接道状況	<p>東側 幅員約5メートル舗装市道 南側 幅員約5メートル舗装市道</p>		各々ほぼ等高接面
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	<p>令和7年9月2日現在 対象物件1及び2 対象物件3の敷地として使用 対象物件3 平成元年頃建築 1階の一部 第三者に賃貸 賃貸借契約の内容</p>		

売却区分番号	933-1		
見積価額	¥15,800,000	公売保証金	¥1,600,000
	<p>賃貸部分</p> <p>事務所（18平方メートル）</p> <p>休憩室兼仮眠室（9.36平方メートル）</p> <p>用途</p> <p>賃借人は事務所以外の用途に使用しない。</p> <p>契約期間</p> <p>令和5年11月1日から令和8年10月31日まで</p> <p>現行賃料（月額）</p> <p>55,000円（税込。件外土地に設置された駐車場1台分の賃料を含む一括の金額。支払期日：前月末日）</p> <p>敷金</p> <p>1,457,355円（賃借にあたり賃借人がリフォーム費用等1,457,355円を負担し、当該リフォーム費用等を敷金とする合意が当事者間でなされている。）</p> <p>契約更新</p> <p>契約期間の満了日の6か月前の日までに相手方に対して更新を拒絶する旨又は条件を変更しなければ更新しない旨の通知をしないときは、この契約は3年間従前と同一の条件により更新されるものとし、以降も同様とする。</p> <p>修繕</p> <p>建物の部分的な小修繕は賃借人が費用を負担して行う。</p> <p>その他の部分</p> <p>所有者が居宅として使用</p>		
特記事項	<p>対象物件1 電柱及び物置あり</p> <p>対象物件2 買受適格証明書の提出を要しない。</p> <p>共有持分についての売却であるので、公売により取得したとしても完全な支配権を得たものではないため、その利用等については、他の共有者と協議して決めなければならない。対象物件を当然に使用収益できるとは限らない。</p> <p>対象物件3 増築部分あり</p> <p>増築部分に給排水設備はない。</p> <p>所有者の申立てによれば、増築部分に雨漏りあり</p> <p>間取り不詳</p> <p>見積価額の内訳</p> <p>対象物件1 11,965,340円</p> <p>対象物件2 60,040円</p> <p>対象物件3 3,774,620円</p>		
住居表示等	東京都清瀬市下清戸5丁目797番地の5		
最寄駅等	西武鉄道 池袋線 清瀬駅 北東方約2.6キロメートル JR（東日本） 武蔵野線 東所沢駅 南東方約2.3キロメートル		

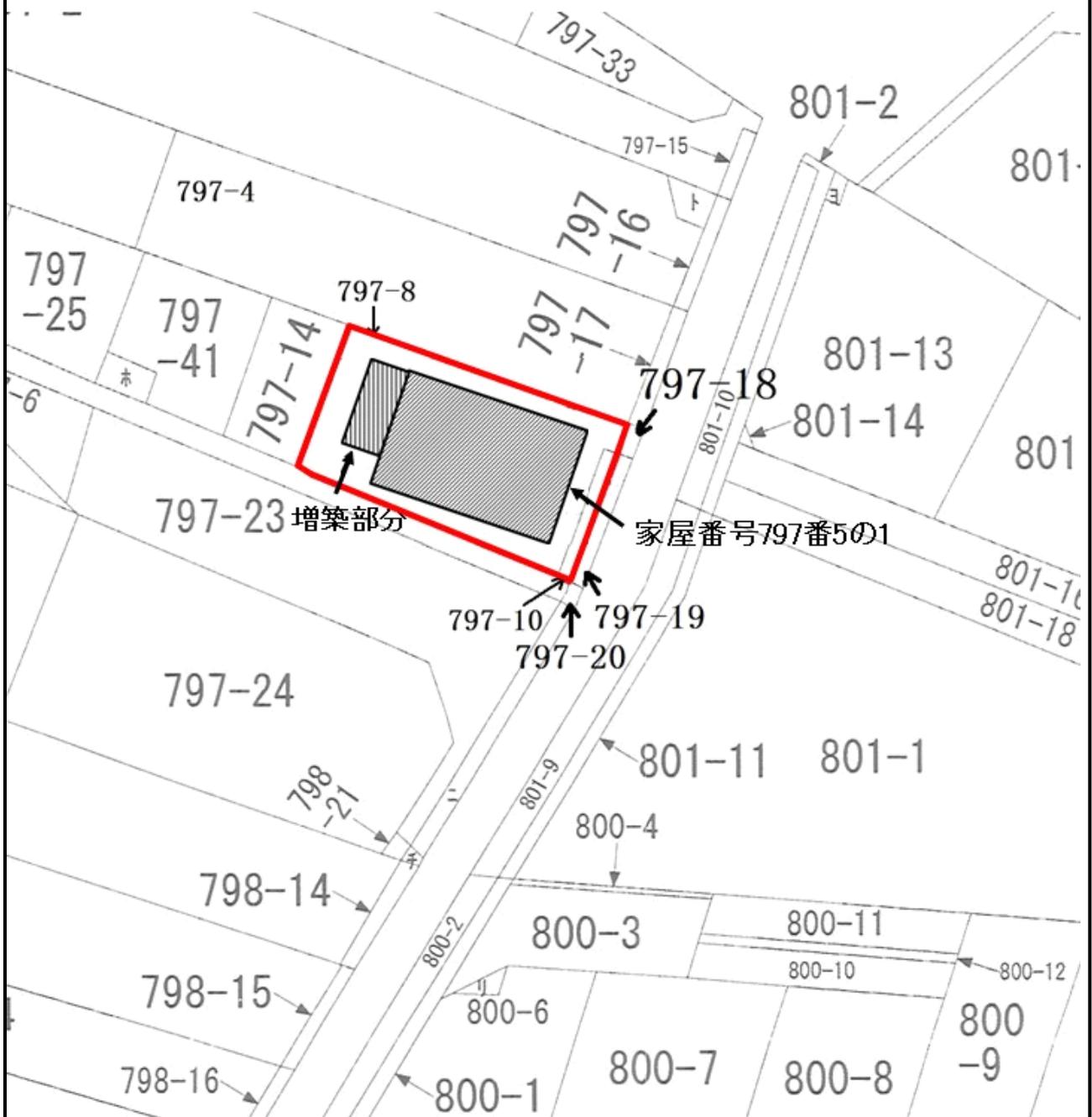
売却区分番号	933-1		
見積価額	¥15,800,000	公売保証金	¥1,600,000
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 <p>なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		

売却区分番号

933-1



見取図



※建物等はおおよその位置・形状を示している。

売却区分番号

933-1



※動産は公売財産に含まれません。



※動産は公売財産に含まれません。

※車両は公売財産に含まれません。